（様式２－１）

発第　　　　　　号

令和　　年　　月　　日

　受注者

（譲渡人）所在地

商号又は名称

代表者名　　　　　　　　　　　殿

（譲受人）所在地

商号又は名称

代表者名　　　　　　　　　　　殿

徳 島 市 長

債権譲渡承諾について（通知）

　令和　　年　　月　　日付けで依頼のあった公共工事（工事名：　　　　　　　　　　　）に係る工事請負代金債権の譲渡については、工事完成引渡債務不履行を事由とする請負契約の解除をもって譲受人（以下「乙」という。）に対抗できる旨及び下記事項について異議を留めて、本件工事請負契約書第５条第１項ただし書きの規定により承諾する。

　なお、本承諾によって本件工事請負契約書に定められた譲渡人（以下「甲」という。）の責任が一切軽減されるものではないことを申し添える。

　また、甲及び乙は本件工事請負契約書第３５条に規定する前払金及び中間前払金並びに本件工事請負契約書第３８条に規定する部分払金は、本承諾以降は請求できないものとする。

記

１　譲渡される甲の工事請負代金債権の額は、本件請負工事が完成した場合においては、本件工事請負契約書第３２条第２項に規定する検査に合格し引渡を受けた出来形部分に相応する請負代金額から前払金、中間前払金、部分払金及び本件工事請負契約により発生する徳島市の請求権に基づく金額を控除した額とする。

　　ただし、本件工事請負契約が解除された場合においては、本件工事請負契約書第５０条第１項に規定する出来形部分の検査に合格し引渡を受けた出来形部分に相応する請負代金額から前払金、中間前払金、部分払金及び本件工事請負契約により発生する違約金等の徳島市の請求権に基づく金額を控除した額とする。

　　なお、契約変更により請負代金額に増減が生じた場合には、債権譲渡承諾依頼書４⑴及び⑷の金額は変更後の金額とする。

２　甲及び乙は、債権譲渡契約を締結した場合には、速やかに連署にて徳島市に債権譲渡通知書を提出すること。

３　当該譲渡債権は、乙の甲に対する当該工事に係る貸付金及び保証事業会社が当該工事に関して甲に対して有する金融保証に係る求償債権を担保するものであって、その他の債権を担保するものではないこと。

４　甲及び乙は、譲渡債権について、他の第三者に譲渡し若しくは質権を設定しその他債権の帰属並びに行使を害すべき行為を行わないこと。

５　保証事業会社が有する金融保証に係る求償債権の担保に関しては、乙が責任を持って行うこととし、徳島市は関与しないこと。